

コンベンション推進機関及び MICE 関連事業者等における

## 新型コロナウイルス（COVID-19）

### 対応ガイドライン

—With コロナ時代の安全で衛生的な MICE 開催の推進のために—

### （第 5 版）

注：本ガイドライン第 5 版は、「マスク着用の考え方を見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、マスク着用等について改訂したものであり、**令和 5 年 3 月 13 日以降に適用**となります。

2023 年 2 月 28 日

一般社団法人 日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー

(JCCB)

## 目 次

1. 本ガイドライン策定の経緯と基本的考え方 .....	2
2. ガイドラインの基本的考え方 .....	3
(1) 関係諸機関との連携 .....	3
(2) 基本的感染防止対策の徹底 .....	3
(3) 感染症拡大防止に関する情報収集、予防策の更新実施及び迅速な情報発信に努める こと .....	3
3. 感染リスクの評価 .....	3
4. 本ガイドラインで定める活動範囲 .....	5
(1) ビューローや MICE 関連事業者の活動（誘致セールス活動） .....	5
(2) MICE 開催時の対応（MICE 開催受入準備・開催支援活動） .....	5
5. 具体的な感染症防止対策 .....	5
(1) ビューローや MICE 関連事業者の活動 .....	5
①国内 MICE 主催者へのセールス活動（招請事業含む） .....	5
②海外での誘致セールス活動 .....	6
(2) MICE 開催受入準備・開催支援活動 .....	7
①ビューロー等推進機関の取組み .....	7
②MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項 .....	7
6. その他（安全で衛生的な MICE 開催に向けた周知活動） .....	8

## 1. 本ガイドライン策定の経緯と基本的考え方

本ガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）対策決定本部が2020年5月4日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及びその一部である「新しい生活様式の実践例」等を踏まえ、国内・国際会議等 MICE（以下、MICE という。）の誘致や開催、開催支援に係る業務を行っている JCCB を主に構成するコンベンション推進機関、MICE 関連事業者（施設管理者等を含む）等が主に MICE の誘致、開催支援を行う際に MICE 主催者とともに心得るべき基本的事項を具体的に整理したものである。

但し、MICE は、誘致や開催支援、受入れ等業務が広範囲にわたり、感染症対応が必要な場面も多岐にわたることから、施設運営やホテル、旅行、MICE 企画運営業にわたる分野については各々の関連団体が定めるガイドラインも参考、準拠して活動するものとする。

従って、本ガイドラインに定める内容は主に JNTO や都市・地域コンベンション誘致推進機関（以下、ビューローとする）及び MICE 関連事業者が、安全で衛生的な MICE 開催のために MICE 主催者や MICE 関連事業者と連携して取り組むべき必要な対応を取りまとめるものとする。

また、MICE の誘致・開催は関係者や参加者が広く国内外に及ぶことから、本ガイドラインの概要は、JNTO 等の協力を得て英文にて公開し、日本の MICE 推進における基本的な安全衛生基準への取組みとして、広く国際的に周知するよう努めるものとする。

本ガイドライン第 5 版は、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、マスク着用等について改訂したものである。

（参考）主な MICE 関係団体のガイドライン（順不同）

- ・一般社団法人日本コンベンション協会
- ・一般社団法人日本展示会協会
- ・一般社団法人日本ホテル協会
- ・一般社団法人日本旅行業協会及び全国旅行業協会
- ・公益社団法人全国公民館連合会

## 2. ガイドラインの基本的考え方

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE 主催者や関係諸機関と連携し、必要且つ十分な新型コロナ感染防止対策に努めるとともに、開催地の安全及び衛生状況について必要な情報収集及び適切な発信を行い、日本における MICE 開催価値の向上に最大限努力するものとする。

### (1) 関係諸機関との連携

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE の誘致や開催受入れに際して、MICE 主催者、他の MICE 関連事業者等と緊密な連携の下、新型コロナ感染拡大を防止して安全で衛生的な開催を実現し、MICE を成功裏に開催するため可能な最大限の対策を講ずるものとする。

### (2) 基本的感染防止対策の徹底

関係者は、日頃より感染リスクが高い、いわゆる避けるべき「三つの密」\*のある場所を常に念頭に、会場設営や行事開催などの MICE 運営に際しての各場面で「三密」の回避に努める。

\* 「三つの密」(3‘C s)

- ①換気の悪い密閉空間 (closed spaces)
- ②多くの人々が密集する密集場所 (crowded spaces)
- ③近い距離での会話が行われるなどの密接場面 (close contact points)

### (3) 感染症拡大防止に関する情報収集、予防策の更新実施及び迅速な情報発信に努めること

関係者は、政府や国内外の関係団体が発する新型コロナ感染予防情報に留意し、必要な予防策を更新、修正していくこと。また、我が国の関係諸機関が講ずる新型コロナ対策の最新状況や取組みについても JCCB や JNTO の支援、協力を得て積極的に発信していくものとする。

## 3. 感染リスクの評価

ビューロー、MICE 関連事業者及び MICE 主催者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫 (droplet) 感染、②エアロゾル (aerosol) 感染、③接触(touch)感染のそれぞれについて、MICE 関連事業者や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を予めを行い、開催に際しては各々の担務の中でそのリスクに応じた対策の検討を行う。

また、実施事業や活動によっては、大規模な人数の移動、宿泊、飲食や数多くの会合が想定されることもあり、ホテルや会議場等の集客施設利用の際のリスク評価とともに、MICE開催を包摂する地域全体における感染等のリスク評価が必要であることにも留意する。

#### (1) 「飛沫感染」リスクの回避

通常のコミュニケーションを行っても飛沫が及ばないように、人と人との距離を確保するよう留意する。

マスク着用については、原則として、個人の判断に委ねることを基本とする。

ただし、症状がある者、新型コロナ検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、混雑した場所への外出を控え、通院等やむを得ず、外出をするときにはマスクを着用する。

また、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

マスク着用が効果的な場面等、マスク着用の詳細はこちらを参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。

「飲食」の場面では、1mの対人距離を確保するか、またはパーティションを設置します。(日常的に接している家族や知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。)

#### (2) 「エアロゾル感染」リスクの回避

会場は可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要。換気状況の確認にCO<sub>2</sub>モニター等を活用する方法もある。

※新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照する。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

#### (3) 「接触感染」リスクの回避

接触感染予防の基本は、手洗い又は手指消毒であることから、会場の出入口をはじめとする各所にアルコール消毒液(濃度70%以上95%以下のエタノール等)を配置し、参加者には入場時など、運営関係者には適時の手洗い又は手指消毒をすることを奨励する。

多くの人が頻繁に接触するドア、トイレなどの施設設備、椅子、テーブルなどの家具、文房具類などの消毒を適時行う。

※消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方

法について」等を適宜参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

#### 4. 本ガイドラインで定める活動範囲

本ガイドラインの定める事項は、職場における感染症防止対策を除き、ビューローやMICE 関連事業者が行う①MICE 主催者等との接触や連携を伴う活動（誘致セールス活動）及び②MICE 開催時の対応（MICE 開催受入準備・開催支援活動）に限定するものとする。

##### (1) ビューローやMICE 関連事業者の活動（誘致セールス活動）

- ・ 国内主催者等への訪問セールス等の働きかけ
- ・ 国内外からの主催者の視察招請、商談
- ・ 海外での誘致セールス活動（商談会参加等）

##### (2) MICE 開催時の対応（MICE 開催受入準備・開催支援活動）

- ・ MICE 開催事前準備と確認（危機管理マニュアルの整備含む）
- ・ 地域のステークホルダーとの協議、連携

#### 5. 具体的な感染症防止対策

##### (1) ビューローやMICE 関連事業者の活動

###### ①国内 MICE 主催者へのセールス活動（招請事業含む）

- ・ 前掲の関連団体が発出しているガイドラインについても十分に研究し、MICE 開催について適切な助言に努める。特に、一般社団法人日本コンベンション協会（JCMA）や一般社団法人日本展示会協会（JEXA）が取りまとめているガイドラインについては積極的に周知に努めること。
- ・ 普段から、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 「新しい生活様式」等を活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。
- ・ 有症状者（発熱又は風邪等の症状）は、出勤を自粛する。出勤後に感染が疑われる者が発生した場合は、マスク着用を推奨した上で直ちに帰宅させ、検査を促す。発熱等、感染が疑われる症状が出た者で、65 歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。また、自宅療養中の体調変化時等には、受診された医療機関や登録されている健康フォローアップセンター

に連絡する。

重症化リスクのある方、妊婦、基礎疾患がある方、高齢者は発熱外来・かかりつけ医・地域外来・検査センター等を速やかに受診し、必要に応じて受診・相談センターに電話相談を行う。

検査の結果、事業所内で陽性者が出た場合でも、濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に行わない。自治体によっては保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合がありますため、各自治体の最新情報を確認する。

- ・ 出勤後の場合、職場における検査は求めないが、検査を行う場合には、本人の同意を得たうえで、検査を管理する従業員（研修等が必要）を定めて実施する。また、重症化リスクの高い方については、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意する。

従業員等が自宅等で療養を開始する際や、療養期間経過後に職場等に復帰する際には従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等（療養証明書、検査陰性の証明書等）は求めない。

- ・ 政府や関係都道府県が定める国内移動、飲食、集会等に際しての留意事項を遵守して行動する。
- ・ 訪問や面談時には、打ち合わせ場所の換気、適時の手洗い又は手指消毒等の感染予防対策を励行する。
- ・ 休憩時に食事をする場合は、対人距離1mの確保を基本とする。
- ・ 海外からの招請については、政府の「水際対策」に応じて政府が定める入国条件に従うとともに、万全な感染症予防対策を講じた上で、計画を進める。
- ・ 海外からの招請者には旅行保険への加入を求める。また、招請者の体調不良等が発生した場合は、地域・都市において必要な検査や医療が受けられることを確認する。招請中または帰宅後に招請者が陽性判定された場合等を考慮し、あらかじめ双方の責任の範囲を合意の上、招請する。

## ②海外での誘致セールス活動

- ・ 海外で行う商談会等への参加については、現地情報の収集に努めるとともに、外務省が適時発表する海外安全情報や出入国規制の緩和の動き等に十分留意し、JNTOとも連携して出張の可否を判断する。また、同様に帰国時および帰国後も国が定める感染防止事項を遵守する。
- ・ 商談会等への参加にあたっては、主催者の感染症に関する対策や注意事項を事前に確認し、慎重に出席の可否を判断する。
- ・ MICE主催者に帯同して行う誘致・集客活動については、海外における安全・衛生環境を十分に留意した上で当該国において励行されている安全・衛生基準が十分かどうかを確認して進める。
- ・ 出入国条件等を渡航前に十分確認し、海外旅行保険に加入するとともに、現地での医

療体制についても確認しておく。

- ・ JCCB その他関連団体が策定するガイドラインの骨子を周知し、開催地や当該 MICE の開催についての安全への配慮について理解を高める。

## (2) MICE 開催受入準備・開催支援活動

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE の受入準備、開催支援に際して以下の通り、MICE 主催者等（施設や MICE 運営事業者を含む）に対して、十分な新型コロナウイルス感染防止施策を講ずることや、万一感染が発生した際の危機管理対応マニュアルを整備するよう奨励する。

MICE を開催する主催者等に向けた最新のガイドラインについては、一般社団法人日本コンベンション協会(JCMA)が改定している「新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン」等を随時参照し、具体的な安全対策について万全を期すこと。

ビューローは、各地域・都市で開催される MICE について以下に述べるような感染予防の取組みを行い、「MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項」について必要且つ十分な対策が取られるよう支援に努める。

### ①ビューロー等推進機関の取組み

- ・ ビューローは、可能な限り自ら或いは会員等を通じて MICE 主催者に対して感染予防対策の実施に理解と協力を求め、参加者に対して十分な事前周知を行うよう要請する。また、万一感染者が出た場合の医療受診体制について、危機管理マニュアルの整備を奨励する。
- ・ ビューローは、会員や地域のステークホルダーに対して、本ガイドライン並びに各関係業界のガイドラインを周知し、感染予防対策の実施を促す。
- ・ ビューローは、特に、屋内での集会や会食、参加者の移動等については、適時手洗い又は手指消毒、法令に定められた適切な換気など飛沫、エアロゾル及び接触感染予防の観点から十分な対策を取るよう求める。

### ②MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項

#### 1) 開催前：

##### ○注意事項の徹底と参加者動向情報の把握

- ・ 事前に参加者に対して体調の管理を含めて十分な注意事項を周知し、参加者自らが予防措置をとることを促す。新型コロナウイルス感染症の兆候とみられる症状（発熱、咳、痰、倦怠感、味覚障害等）があった場合は参加を取りやめることを促す。

##### ○VIP や海外参加者への配慮

- ・ 来賓、基調講演者等の VIP については動線や会場近くの宿泊ホテル、食事会場等について、感染リスクを最小化するための措置を取る。



- ・ 今後の入国緩和措置に伴い予想される海外参加者に対しては、政府の定める入国情報や必要な感染予防対策事項を事前に周知するとともに、万一の感染に備えて旅行保険の加入を要請し、併せて会場等での表示にも配慮する。

## 2) 開催期間中：

- ・ 会場に感染予防に関する責任者（可能であれば医療従事者）を配置し、検温の実施等参加者の健康状態のチェックや異変に備える体制を整える
- ・ 「飲食」の場面では、1mの対人距離を確保するか、またはパーティションを設置し、アナウンスや誘導員により注意を喚起する。
- ・ 会場内はドアの開放や空調設備により適切な換気に努める。
- ・ 期間中は出入り時の手洗い又は手指消毒を求めるとともに、会場入り口及び会場内の必要箇所に消毒液等の設置、入場時の検温を行う。
- ・ マイクや端末等の機材やドアノブ、机、椅子、トイレなど参加者の手が触れる箇所や備品等は適時消毒を行う。
- ・ また、契約事業者と連携して清掃、ごみ捨てなどを十分に行い、衛生的な環境維持に努める。ごみ捨て作業にあたっては、鼻水、唾液などが付いたゴミは直接触れず、ビニール袋に入れて密閉して縛る、ゴミを回収する作業者はゴミの回収後は必ず石けんと流水で手を洗う。
- ・ 飲食を伴うイベントが行われる場合、手指消毒の徹底や、1mの対人距離を確保するか、またはパーティションを設置し、他のグループのテーブルとの間は、1mの対人距離を確保するか、またはパーティションを設置する。
- ・ サステイナブルの観点も鑑み、極力資料の電子化に努める。

## 3) 開催後：

- ・ 開催終了後の交通機関・飲食店等の利用についても、集中を避けるため、分散化するよう注意喚起する。

## 6. その他（安全で衛生的な MICE 開催に向けた周知活動）

日本や地域における安全で衛生的な MICE 開催をアピールするため、本ガイドラインや国や都市、施設を含め MICE 開催受入れに関する衛生・安全対策を JNTO とともに Web サイト等を通じて積極的な PR に努める。また、他の MICE 関連団体との連携による情報共有も行い、特に特筆すべき施設や取組の事例があれば積極的に内外への紹介に努め、我が国の安全・衛生体制についての理解を深める。

特に、以下の日本人と日本社会の安全衛生についての重要な特徴についても紹介する。

- ・ 医療水準が高く、MICE 施設以外の飲食店、ホテル、小売業などでも安全衛生体制が広く整備されていること。

- 学校教育段階から衛生習慣の重要性について教育を受け、手洗いやうがいなどの励行が広く浸透していること。
- 国や地域において感染状況を日々モニタリングした結果が情報公開されていること。

以上

#### 更新履歴

第1版 2020年6月22日

第2版 2021年1月15日

第3版 2021年12月16日

第4版 2022年11月28日

第5版 2023年2月28日